

一関市協働推進アクションプラン(案)

～わっしょい みんなでかつごう いちのせき～

一 関 市

一関市協働推進アクションプランの策定にあたって

- 1 プランの役割
- 2 プランの位置づけ

協働の概念

- 1 協働推進の目標
- 2 協働の必要性（今なぜ協働が必要なのか）
 - （1）社会的背景
 - （2）取組みの必要性
- 3 協働の定義
- 4 協働の原則（視点）
 - （1）自主、自立、対等の原則
 - （2）相互理解、目的共有の原則
 - （3）公正、公平、公開の原則
 - （4）評価・検証の原則
 - （5）話し合いの継続の原則
- 5 協働の領域
 - （1）協働にふさわしい領域の考え方
- 6 協働による効果
 - （1）個人
 - （2）自治会など
 - （3）市民活動団体
 - （4）企業
 - （5）行政

行動計画

- 1 協働のための人づくり
 - （1）市民意識の啓発と情報
 - （2）地域における人材育成
 - （3）市職員の意識高揚
- 2 協働のための環境づくり
 - （1）協働の形態のあり方
 - （2）協働の主体
 - （3）協働を進めるための場づくり
 - （4）中間支援組織等との協働
- 3 協働のための仕組みづくり
 - （1）情報の共有、意見・提言の反映等
 - （2）市民活動団体等への行政等の支援施策
 - （3）地域協働の仕組みづくり

協働の取り組みの推進方策

- 1 一関市協働推進会議の設置
- 2 地域協働推進会議の開催
- 3 一関市協働推進本部の活用
- 4 協働推進員の設置
- 5 推進方策として今後検討すべき事項
- 6 取り組み項目の実施年次指標

協働の評価・検証、見直し

- 1 評価・検証の必要性
- 2 評価・検証の方針
- 3 協働のまちづくり評価・検証委員会の設置
- 4 自主評価の実施
- 5 計画の見直し

一関市協働推進アクションプランの策定にあたって

1 プランの役割

一関市協働推進アクションプラン（以下「プラン」という。）は、市民*一人一人が生き生きと輝き、一丸となって活力と魅力ある「協働」のまちづくりに取り組むための、基本的な方向性を示すものです。

2 プランの位置づけ

一関市総合計画を上位計画として基本計画で定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画とするものです。

協働の概念

1 協働推進の目標

一関市総合計画で示されている将来像「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を実現するため、市民と行政とが相互に協力連携し、未来に向かって発展していくように、

()市民一人一人が尊重され主体的に活動できる住みよいまちづくり（個人の尊重と主体的活動）

()地域に住む人たちの絆を深めみんなが幸せなまちづくり（結い、連携、コミュニティ）

()地域の文化や歴史を踏まえて地域の良さを活かしたまちづくり（地域らしさ）

を目指します。

2 協働の必要性（今なぜ協働が必要なのか）

(1) 社会的背景

「市民の自治意識の高まり」

自治に対する市民一人一人の意識が高まり、参画体制づくりが求められています。

「分権社会の進展」

個性豊かな地域社会を目指すため、市民ニーズに基づき自ら考え、総合的に施策を展開していくことが求められています。

「住民自治の充実」

市民一人一人が情報を共有し、住民主体の住みよい地域を形成するため、地域における自己決定と自己責任の原則に基づくまちづくりが求められています。

(2) 取組みの必要性

市民は、「ここ一関市に住み、ふれあい豊かで幸せな生活を送るため、身近な地域（自治会等：小さな地域コミュニティ）を大切にしていこう」という意識を高め、市民と行政とがお互いの信頼関係を構築し、連携して共通の課題に取り組んでいく必要があります。

3 協働の定義

一関市では

「市民組織**、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意、協力して行動すること」を協働と定義します。

* 「市民」とは、個人とし、地域コミュニティ（例：自治会など）、市民活動団体、企業、行政など一関市の公益的活動に主体的に関わるすべての人のことをいいます。

** 「市民組織」とは、地域コミュニティ、市民活動団体のことをいいます。

一関市では、この行動基準を

- () 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- () 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- () 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

とし、協働のスタイルとします。

4 協働の原則（視点）

(1) 自主、自立、対等の原則

自主性を尊重し、自立してそれぞれの持てる力を発揮し合うこと。

また、対等な横の関係にあって、お互いを補完し合い、おのこの独自性や専門性を高めていくこと。

(2) 相互理解、目的共有の原則

お互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し、お互いの信頼関係を築いていくこと。

(3) 公正、公平、公開の原則

選定や活動に対する評価において、公正、公平な判断を行い、協働の取り組みが誰からも理解が得られるように、積極的に情報を公開し、説明責任を果たしていくこと。

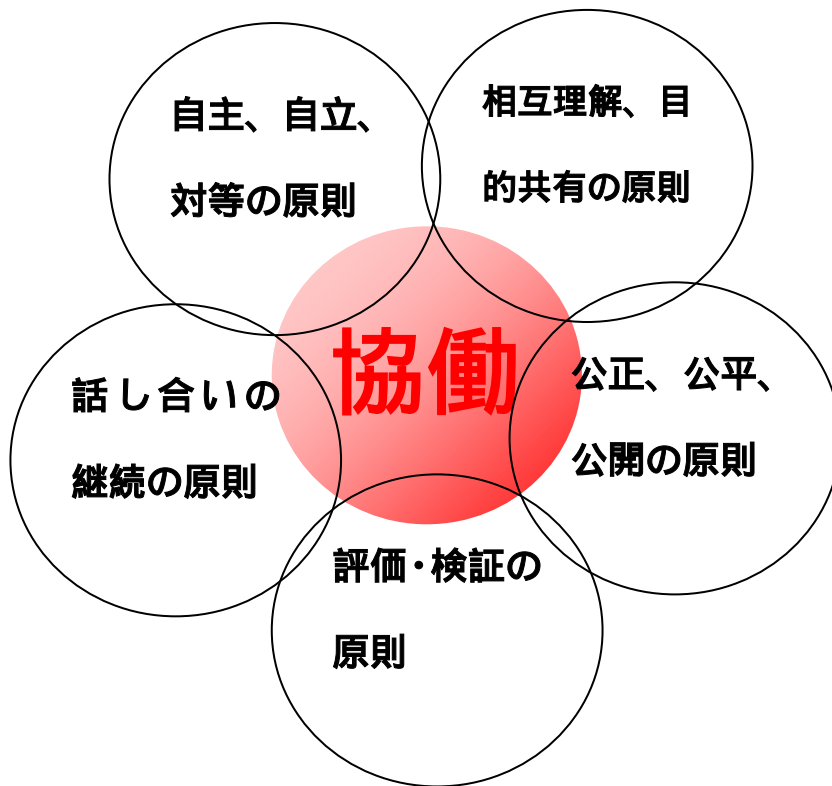
(4) 評価・検証の原則

行政が負担する予算、事業規模等が、当初企図したとおり完結したかどうかなど、協働して取り組んだ事業の評価・検証を行うこと。

(5) 話し合いの継続の原則

上記の四つの原則を踏まえ、話し合いを継続していくこと。

【協働のイメージ図1】

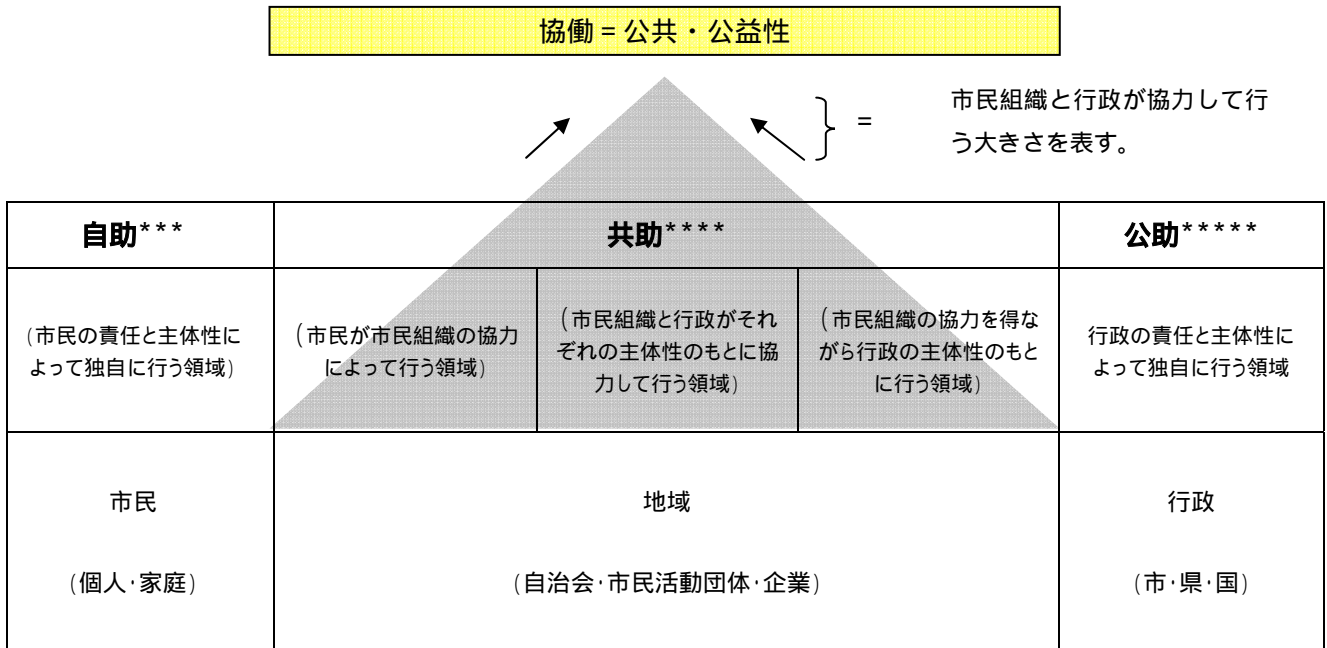


5 協働の領域

(1) 協働にふさわしい領域の考え方

- () 社会の変化や市民のニーズに合わせて考えていくこと。
- () 役割分担と責任の範囲について考えていくこと。
- () 協働する相手の現状を認識して合意していくこと。

【協働のイメージ図2】



*** 「自助」とは、自分の責任で、自分自身が行うこと。

**** 「共助」とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

***** 「公助」とは、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。

6 協働による効果

(1) 個人

ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供につながります。

自治会活動、市民活動などに参加する機会が増え、自己啓発の機会や地域コミュニティの再生につながります。

自治の基本ともいえる自己決定・自己責任を基調とする市民が主体となった新しいまちづくりが形成されます。

(2) 自治会など

目的の実現のための地域活動が増え、活性化につながります。

地域活動の機会が広がり、より多くの市民によるまちづくりが可能となります。

組織のレベルアップを図ることも可能になります。

(3) 市民活動団体

活動の広がりにより市民に認知され信頼が増します。

行政との相互理解が図られ、有効な改善提案ができます。

(4) 企業

企業も地域の一員としての社会的信頼が高まります。

企業が持つ専門性により、人的、資金的、技術的支援が可能となります。

(5) 行政

市民ニーズの把握と施策決定の透明性が確保されます。

共通認識で施策を実行することができます。

事務事業の見直しにより、行政経費の節約と職員の意識向上が図られます。

行動計画

1 協働のための人づくり

(1) 市民意識の啓発と情報

(現状・課題)

少子化、高齢化が進む中で、地域の課題は多種多様です。

子育て、介護、防犯、防災などの情報提供は、型どおりとなっており、市民意識の啓発のため、情報提供の工夫が必要です。

(行動方針)

()地域の課題を地域全体で共有できるような、協働のまちづくりに関する総合的な情報提供を行います。

()市民一人一人の自発的な関わりを尊重、促進します。

()「自分は、まちづくりの担い手である」という意識を高める場や仕組みづくりを進めます。

啓発事業		
取り組み項目	内 容	主体
協働PR用(市民向け)リーフレット等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働のまちづくりしよう」PR用リーフレット等を作成、配布します。 ・市民、自治会等へ活動事例集を作成、配布します。 ・啓発用ポスター「協働のまちづくりしよう」を作成、掲出します。 ・事業看板などに「協働の取り組み」を表示します。 	行政 市民組織
説明会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進アクションプラン説明会を地域ごと開催します。 	行政 市民組織
広報紙等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「いちのせき」に協働コーナーを設けたり、公民館報や情報紙等を活用します。 ・特集記事を組みます。 ・地域広報を活用します。 ・報道機関に協働の取り組みをニュースリリースします。 	行政

ホームページによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページを活用し、協働に関するページを設けます。 ・ボランティア団体やNPO等のまちづくり情報のリンクを進めます。 ・パソコンのメール機能を利用した一斉配信により適時に啓発します。 	行政 市民組織 企業
図書資料等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・協働関係図書資料やDVD等を配置し、貸し出しや閲覧ができるようにします。 また、新聞記事等のコピーサービスを行います。 	行政

(2) 地域における人材育成

(現状・課題)

協働の主役となる人材を育成する機会は、公民館などの講座開設や一部団体等の自主的な研修会などとなっており、より多くの機会提供が求められています。

(行動方針)

- () 市民組織の中心的な役割を担う人材をあらゆる機会を確保し育成します。
- () 市民の誰もが学習できるような機会を確保します。
- () 市民組織のリーダー向けの手引書を用意します。

地域における人材育成		
取り組み項目	内容	主体
リーダー、サブリーダー等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民組織のリーダー、サブリーダー、スタッフなどを対象とした研修会を開催します。 ・リーダーなどを対象として、先進的な取り組みの研修視察を行います。 ・専門的な知識を有し、市民組織の活動をマネジメントするスタッフを養成します。 ・市民誰もが楽しみながら学習できる協働のまちづくり講演会やまちづくりの集いなどを開催します。 ・市民組織では、次のリーダーとなる人材の発掘に取り組みます。 	市民組織 行政
リーダー向け手引書の作成配布	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や市民組織が主体となる講座やワークショップなどの開催のためのリーダー向け手引書を作成配布します。 	市民組織 行政

(3) 市職員の意識高揚

(現状・課題)

「協働のまちづくりは、市民と行政との協力・連携の上に成り立つ」という市職員への意識づけは、始まったばかりです。

今後、継続的な意識高揚の取り組みが必要です。

(行動方針)

()協働のまちづくりに関する正しい認識を啓発します。

()コミュニケーション力とコーディネート力を向上させるため職員研修に取り組みます。

()一市民としてもまちづくりに参画します。

行政内部における人材育成		
取り組み項目	内 容	主体
協働に関する研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none">・協働のまちづくり研修会を開催します。・「協働のまちづくり」についての派遣研修、伝講を実施します。・ワークショップ等に積極的に参加します。・協働での取り組み事業発表会を開催します。	行政

行動促進		
取り組み項目	内 容	主体
行動マニュアルの作成、配布(市職員向け)	<ul style="list-style-type: none">・協働をより具体的に推進していくため、内部組織で連携を図りながら協働職員行動マニュアルを作成します。	行政

2 協働のための環境づくり

(1) 協働の形態のあり方

(現状・課題)

共催、後援、実行委員会、委託、補助、参加、参画、協定、情報提供、意見交換、政策提言、アドプトなどが、協働の形態としてとらえられていますが、協働の趣旨が十分に生かされていません。

(行動方針)

()共催、後援、実行委員会、委託、補助、参加、参画、協定、情報提供、意見交換、政策提言などを、「協働の原則(視点)」から見直していきます。

()協働することで、事業実施の相乗効果が最も見込まれるのはどのような形態なのか、市民みんなで知恵を出し合い選択していきます。

(2) 協働の主体

(現状・課題)

市民活動団体による様々な活動が行われています。

また、一部地域では、横断的組織により活動が行われています。総じて協働の主体となりうる組織はありますが、自治会の位置づけと活動に大きな差があります。

(行動方針)

() 市民組織

() 企業

() 行政

を協働の主体として位置づけ、協働のための環境づくりを進めます。

協働推進のための各主体の環境づくり

取り組み項目	内容	主体
地域内の課題解決の取り組み	・組織など体制を充実し、地域内の課題解決に取り組みます。	市民組織
他地域などとの交流促進	・地域の連携、交流を図り、他地域などとの交流促進に努めます。	市民組織
他主体との協力、連携、相談、提案	・他主体との協力、連携や相談に応じ、課題解決のための提案を行っていきます。	市民組織
市民の活動の場の提供	・専門的知識を活かしたアドバイスをを行い市民の活動の場を提供していきます。	市民組織
団体としての活動の充実	・情報の提供、活用を積極的に進め、団体の活動の充実を図ります。	市民組織
まちづくりへの積極的な参加	・地域の一員としての意識づくり活動への意識の高揚を図ります。	企業
ボランティア休暇の導入	・ボランティア休暇の導入に努めます。	企業
地域、市民活動への参加支援	・社会貢献などの取り組みのため社内の環境整備に努めます。	企業
協働の視点による事務事業の点検と積極的な地域課題解決	・協働の視点による事務事業の点検を行い、積極的な地域課題の解決に取り組みます。	行政

市民ニーズの把握と施策への反映	・情報の提供、共有により市民ニーズの把握に努め、施策に反映します。	行政
行財政改革の推進	・行財政改革の推進に努めます。	行政
入札参加資格申請と企業の社会貢献度による評価優遇	・企業の社会貢献意欲の喚起に努めます。	行政

(3) 協働を進めるための場づくり

ハード的な場づくり

(現状・課題)

自治会等の集会施設が老朽化し、活動に支障をきたしているところがあります。
また、市民の交流拠点となる施設等が充足していない地域もあります。

(行動方針)

- ()自治会等の集会施設整備に努めます。
- ()公の施設や公民館などの集会施設の整備充実に努めます。

場・施設		
取り組み項目	内 容	主体
自治会等の集会施設の整備充実	・自治会の活動の拠点としての、自治会等の集会施設の整備（新築、改築、改修）充実に努めます。	市民組織 行政
集会機能を有する公の施設等の整備充実	・市民活動の利用を促進するため、市の施設で集会に利用できる公の施設の整備充実に努めます。 ・市役所支所に市民サロンを設けたり、空き校舎等の活用に努めます。	市民組織 行政
公民館等の施設の整備充実	・市民活動の支援と学習指導、地域の情報提供の拠点として、施設の整備充実に努めます。	行政
協働推進拠点の整備	・市民活動情報の発信提供及び活動支援の拠点として施設の整備充実に努めます。	市民組織 行政
空き店舗等の活用による活動場所の確保	・小グループや若者が自由に使える活動交流拠点の確保のため、空き店舗等の活用を促進します。	市民組織

ソフト的な場づくり

(現状・課題)

地域での人のつながりや交流が薄くなってきています。

また、市民やグループ・団体などの相互理解が不足しており、市民の活動交流の機会づくりが必要です。

(行動方針)

()市民やグループ・団体が学習研究の成果や情報を自ら発信し、グループ外の人意見に耳を傾け、事業連携や社会貢献の契機とするため、活動成果を広く市民に発表したり、意見交換していく機会づくりを進めます。

機会・体験		
取り組み項目	内 容	主体
いちのせき市民活動センター事業の充実	・市民活動の先導を担い、協働のまちづくりの支援をする市民活動センターの充実を進めます。	市民組織
協働のまちづくり教室などの開催	・一般市民を対象として、協働への理解を深めるための教室、講演会などを開催し、市民参加の機会の確保に努めます。	市民組織 行政
協働のまちづくり事例発表会の開催	・協働の実践事例の発表会を開催し、成果の共有と新たな事業展開の契機としていきます。	市民組織 行政
協働のまちづくりポスターコンクール、標語募集など	・協働のまちづくり、地域づくりの普及啓発のためのポスターコンクール、標語、俳句募集などにより、市民参加の機会づくりを進めます。	行政
中学生などの協働活動の体験学習	・中学生などのキャリア教育の一環として、地域活動に参加する協働体験の機会づくりを進めます。	市民組織 行政
協働サロンの開設	・公民館事業として、仲間づくり促進のための協働サロンの開設に努めます。	市民組織 行政

(4) 中間支援組織等との協働

(現状・課題)

いちのせき市民活動センターが中間支援を担う組織として設置されています。
全市的に協働を進めるため、公民館などの支援が必要となっています。

(行動方針)

- () いちのせき市民活動センターのほか、社会福祉協議会などを中間支援組織として位置づけ、市民団体相互の連携促進と行政との協働に有効な機能を発揮するよう取り組みを進めます。
- () 公民館は、自治会や社会教育活動団体などの学習活動や地域づくり事業を支援します。

連携・協力		
取り組み項目	内 容	主体
いちのせき市民活動センターの連携・協力	・ N P O や市民活動グループなどに対し、自主活動や地域おこし事業等の中間支援に取り組みます。	市民組織 行政
社会福祉協議会などとの事業連携・協力	・ 自治会やボランティア団体などに対し、福祉活動や自主防災活動などの中間支援に取り組みます。	市民組織 行政
公民館の事業連携・協力	・ 自治会や社会教育活動団体などに対し、学習活動や地域づくり事業等の支援に取り組みます。	市民組織 行政

3 協働のための仕組みづくり

(1) 情報の共有、意見・提言の反映等

(現状・課題)

行政情報がわかりにくい、市民が意見を話す機会がない、政策に市民の声が反映されていないなどとの声があります。

また、市民同士でも意見交換の機会や仕組みが必要だとの声があります。

(行動方針)

()行政情報の提供は、可能な限りわかりやすく、各種媒体を活用して行います。

()市民の意見や提言は、政策等への反映に努めます。

()市民と行政との意見交換の機会確保に努めます。

()市民同士での情報提供・意見交換の機会を確保します。

情報の共有・提供、意見、提言		
取り組み項目	内 容	主体
市広報およびホームページなどによる市の施策の情報提供	・市広報およびホームページなどによる市の施策の情報提供をはじめ、報道機関へのニュースリリースやCATV、有線放送、防災行政無線、携帯電話端末などを活用します。	行政
Eメール配信による情報提供、モニター制度	・パソコン、携帯電話を使ったEメール配信、電子モニター制度による意見等の集約を推進します。	市民組織 行政
市の各種計画づくりワークショップの開催及びメンバー公募	・市民が最初から参画する市の各種計画づくりワークショップの開催及びメンバーを公募します。 ・開催のあり方等について検討します。	行政
市の各種計画等の審議会への地域代表及び公募の審議会委員の委嘱	・市の各種計画等の審議会での市民の意見の反映のため、地域代表及び公募の審議会委員を委嘱します。 ・会議の持ち方等について検討します。	行政
市の各種計画等の策定に際し、パブリックコメントの実施	・市の各種計画等の策定に際し、市民の意見の反映のため、パブリックコメントを実施します。 ・実施の方法等について検討します。	行政
市の個別施策に係る地域説明会の実施	・市の個別施策について、市民との共通理解、意見交換等のため、地域説明会を実施します。 ・説明会の持ち方等について検討します。	行政

まちづくり懇談会の開催 (市主催又は各種団体主催)	・市民や市民組織の関係者などが一堂に集い、まちづくりについて話し合うまちづくり懇談会の開催に努めます。	市民組織 行政
自治会等の地域自主組織による地域課題の集約と解決策の実施など	・自治会等の地域自主組織では、地域課題を集約し、解決策の模索と政策提言に努めます。	市民組織 行政
行政への要望・陳情等の取りまとめ	・市民組織などが要望・陳情を行う場合は、意見集約の方法、経過や要望事項の具体的な提案を示して行うこととします。	市民組織 行政

(2) 市民活動団体等への行政等の支援施策

(現状・課題)

自治会および市民活動団体に対して、行政が相談を受けながら補助金を交付し、支援しています。

また、行政の人的支援は、共催事業などとなっています。

これからは相互に事業提案も必要との声もあります。

(行動方針)

()地縁型の自治会、テーマ型の市民活動団体等が協働で行う公益的活動への支援を行います。

()人材交流のきっかけをつくり、地域課題の解決に向けて、地域の市民活動団体等が協働で取り組む事業を支援します。

()協働の取り組みとして、行政の人的支援や物的支援に努めます。

お金の支援		
取り組み項目	内 容	主体
市民協働事業補助金	・自治会等活動費総合補助金を交付します。 ・地域おこし事業補助金を交付します。	行政
コミュニティ助成事業助成金	・備品の整備やコミュニティセンター建築の助成金を交付します。	行政
地域づくり団体等活動支援事業助成金	・地域づくりアドバイザーの指導助言を受ける講師等派遣費用の助成金を交付します。	行政
各種財団助成金	・各種財団のまちづくり助成金情報の提供を行います。	行政

人の支援		
取り組み項目	内 容	主体
市役所、公民館など市職員を説明員、講師等として派遣	・市民組織の要請に応じて、職員を説明員や講師として派遣します。	行政
地域担当職員制度による相談員の派遣	・自治会等の地域の市民組織を支援するため、地域担当職員制度による相談員を派遣します。	行政
いちのせき市民活動センターによるファシリテーター、サポーターなどの派遣	・市民組織の話し合いを支援するため、いちのせき市民活動センターによるファシリテーター、サポーターなどを派遣します。	市民組織 行政

物の支援		
取り組み項目	内 容	主体
公用車 ^{注1} の貸し出し	・共催事業や環境美化活動など、必要に応じて公用車の貸し出しなどを行います。	市民組織 行政
資材等の提供及び重機等の派遣	・道路整備などを地域で行う場合、資材等の供給や重機等の派遣を行います。	市民組織 行政

注1：貸し出し可能な公用車は、軽トラックなど一定の要件を付して行います。

(3) 地域協働の仕組みづくり

(現状・課題)

少子化、高齢化、人口減少などにより、自治会活動などの低下が心配されています。また、本来的な住民自治の充実が求められています。市役所が市民から遠い存在だとの声もあります。

(行動方針)

()市の区域よりも狭い範囲での地域協働の仕組みづくりを促進していきます。

地域協働		
取り組み項目	内 容	主体
元気な地域づくり事業	・市民と市職員がアイデアを出し合い、共同企画する元気な地域づくり事業を実施します。	市民組織 行政
地域広報の発行	・市役所支所などによる地域広報などの発行に努めます。	市民組織 企業 行政
地域協働コーディネート支援	・市の担当職員や公民館職員などにより地域コーディネート支援を行います。	市民組織 企業 行政
自治会結成の促進	・地域の自治の根幹となる自治会結成について、自治会連合組織が中心となり、未結成地域の促進に努めます。	市民組織 行政
地域協働の組織づくり	・小学校区域または中学校区域以下などを基本として自治会などの地縁団体と各種目的別志縁団体および個人が参画し地域課題の集約と解決、協働事業の実施などを進める横断的なコミュニティ組織の構築のため、指針を示して促進します。	市民組織 企業 行政

協働の取り組みの推進方策

1 一関市協働推進会議の設置

プランによる取り組みの状況等について、市と市民が協働の視点から話し合う仕組みとして、一関市協働推進会議を設置します。

想定する会議の概要

委員の構成 市長及び市長が指名する職員、市民組織の代表者、地域協働推進会議の代表者、公募に応じた者など計 20 人程度

開催回数等 平成 23 年度から 年 1 回以上

協議事項 協働の取り組みの進捗状況、事業推進方策、評価・検証の報告など

2 地域協働推進会議の開催

各支所と地域の取り組み状況など、各支所が所管する地域の実情に合わせて、市と市民が話し合う仕組みとして地域協働推進会議を開催します。

会議のあり方については、平成 23 年度以降、地域ごとに支所長（本庁にあっては企画振興部長）と地域の市民組織の代表者等が協議して定めます。

3 一関市協働推進本部の活用

市役所内部の推進組織として設置している協働推進本部について、プランに基づく市の取り組みの実行及び評価・検証組織として活用します。

4 協働推進員の設置

本庁及び各支所に協働推進員を配置し、協働の取り組みを推進します。

5 推進方策として今後検討されるべき事項

検討項目	内容	主体
コミュニティFM局の開設	・災害時に強く、地域の市民活動の情報提供に特に有効とされるコミュニティFMの開局を検討します。	市民組織 行政
協働推進基金の創設	・市民組織や企業が協働事業に取り組む際に融資が可能となる協働推進基金の造成を検討します。	市民組織 行政
協働のまちづくり条例の制定	・協働のまちづくりを推進するため協働のまちづくり条例の制定を検討します。 ・二元代表制の一翼を担っている市議会とも情報共有を図りながら検討します。	市民組織 行政

6 取り組み項目の実施年次指標

凡例 = 準備作業、 = 実施、 = 検討

1 - (1) 啓発事業

取り組み項目	内 容	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
協働PR用(市民向け)リーフレット等の作成	「協働のまちづくりしよう」PR用リーフレット作成配布						
	市民や自治会等へ活動事例集作成配布						
	啓発用ポスター「協働のまちづくりしよう」の作成掲出						
	看板などへの「協働の取り組み」の表示						
説明会等の開催	協働推進アクションプラン説明会の開催						
広報紙等による啓発	広報「いちのせき」、公民館報、地域広報等の活用						
	報道機関に協働の取り組みをニュースリリース						
ホームページによる啓発	ホームページの活用、協働に関するサイトの設置						
	ボランティア・NPO等のまちづくり情報のリンク						
	パソコンのメール機能を利用した一斉配信による啓発						
図書資料等の提供	協働関係図書資料やDVD等の貸し出し、閲覧提供、新聞記事等のコピーサービス						

1 - (2) 地域における人材育成

取り組み項目	内 容	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
リーダー、サブリーダー等の養成	市民組織のリーダー、サブリーダー、スタッフ等の研修会						
	先進的な取り組みの研修視察の実施						
	専門的な知識を有し、市民活動をマネジメントするスタッフ養成						
	市民誰もが学習できる講演会や集いなどの開催						
リーダー向け手引書の作成配布	講座やワークショップなどの開催のためのリーダー向け手引書の作成配布						

1 - (3) 市職員の意識高揚

取り組み項目	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協働に関する研修会等の実施	協働のまちづくり研修会の開催						
	協働のまちづくりについての派遣研修、伝講の実施						
	計画づくりのワークショップ等への参加						
	協働での取り組み事業発表会の開催						
行動マニュアルの作成配布	協働をより具体的に推進するためのマニュアルの作成配布						

2 - (4) - 場・施設

取り組み項目	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自治会等の集会施設の整備充実	自治会活動の拠点としての集会施設の整備充実						
公の施設等の整備充実	市民活動の促進のための公の施設の整備充実						
	市役所支所への市民サロンの設置や空き校舎等の活用						
公民館等の施設の整備充実	市民活動の支援と学習指導、地域の情報提供の拠点として施設の整備充実						
協働推進拠点の整備	市民活動情報の発信提供、活動支援の拠点として施設の整備充実						
空き店舗等による活動場所の確保	小グループや若者が自由に使える活動交流拠点確保のための空き店舗等の活用促進						

2 - (4) - 機会・体験

取り組み項目	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
いちのせき市民活動センター事業の充実	市民活動の先導を担い、協働のまちづくり支援する市民活動センター事業の充実						
まちづくり教室などの開催	一般市民対象のまちづくり教室、講演会などの開催						
協働のまちづくり事例発表会の開催	協働の成果の共有と新たな事業展開のための協働事業実践発表会の開催						

協働のまちづくり ポスターコンクール、 標語募集など	市民参加の機会としてのポ スターコンクール、標語、俳句 募集						
中学生などの協働 活動の体験学習	中学生などのキャリア教育の 一環としての協働体験の機会 づくり						
協働サロンの開設	公民館の無料開放等による仲 間づくり促進のための協働サ ロンの開設						

2 - (5) 連携・協力

取り組み項目	内 容	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
市民活動センター の連携・協力	N P O、市民活動団体等の中 間支援						
公民館の事業連 携・協力	自治会、社会教育活動団体等 の中間支援						
社会福祉協議会等 との連携協力	自治会、ボランティア団体等 の中間支援						

3 - (1) 情報の共有・提供、意見・提言

取り組み項目	内 容	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
広報などでの市施 策の情報提供	広報、ホームページなどでの 市施策の情報提供と他の媒体 の活用						
Eメール配信によ る情報提供、モニタ ー制度	パソコン、携帯電話を使った Eメール配信、電子モニター 制度による意見等の集約						
市の各種計画づく りワークショップ とメンバー公募	市民が最初から参画する市の 各種計画づくりワークショップ の開催とメンバーの公募						
市の各種計画等の 審議会への地域代 表、公募委員の委嘱	市民の意見が反映された市の 各種計画策定のため、地域代 表及び公募の審議会委員を委 嘱						
市の各種計画等の 策定時のパブリッ クコメントの実施	市の各種計画等の策定の最終 段階でも、市民の意見反映の ため、パブリックコメントを 実施						
市の個別施策に係 る地域説明会の実 施	市の個別施策について、市民 との共通理解と意見交換等の ため、地域説明会を実施						
まちづくり懇談会 の開催	市民や市民組織の関係者が一 堂に集い話し合うまちづくり 懇談会の開催						
自治会等による地 域課題の集約と解 決策の実施など	自治会等では地域課題を集約 し、解決策を話し合い実施し、 必要に応じた施策の提言						

行政への要望、陳情等の取りまとめ	市民組織などが要望等を行う場合は、意見集約の方法、経過、具体的な提案の実施						
------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

3 - (2) 市民活動団体等への行政等の支援施策

取り組み項目	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市民協働事業補助金	自治会等活動費総合補助金、地域おこし事業補助金の交付						
コミュニティ助成事業助成金	備品整備、コミュニティセンター建築事業助成金の交付						
地域づくり団体等活動支援事業助成金	地域づくりアドバイザー講師等派遣費用助成金の交付						
各種財団助成金	各種財団のまちづくり助成金情報の提供						
市役所、公民館などの職員を説明員、講師等として派遣	市民組織の要請に応じて、職員を説明員、講師として派遣						
地域担当職員制度による相談員の派遣	自治会等の地域の市民組織を支援するため、地域担当職員制度による相談員の派遣						
市民活動センターによるファシリテーターなどの派遣	市民組織の話し合い支援のため、市民活動センターによるファシリテーターなどの派遣						
公用車の貸し出し	共催事業や環境美化活動などへの公用車の貸し出し						
資材等の提供及び重機等の派遣	地域で行う道路整備などへ資材等の供給や重機等の派遣						

3 - (3) 地域協働の仕組みづくり

取り組み項目	内 容	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
元気な地域づくり事業	市民と市職員がアイデアを出し合い共同企画する地域づくり事業の実施						
地域広報の発行	市役所支所などによる地域広報などの発行						
地域協働コーディネート支援	市の地域担当職員や公民館職員などによる地域コーディネート支援						
自治会結成の促進	自治会連合組織が中心となって、未結成地域の結成促進						
地域協働の組織づくり	地域課題の集約と解決や協働事業を実施する横断的な組織づくりの指針を示して推進						

協働の評価・検証、見直し

1 評価・検証の必要性

協働は、時間をかけた経験の積み上げが必要です。また、協働の評価も大切です。

市民と行政では視点が異なることもあるため、共通の評価項目について各々自己評価を行い、その結果を共有することで協働の課題発見につながります。

課題を発見し整理することで協働の改善に結びついていきます。

2 評価・検証の方針

(1) 協働の理念に基づいた視点で以下の点から客観的な検証を進めていきます。

想定した事業の目標や成果が達成されたか

費用に見合った成果を達成できたか

継続した話し合いができていたか

(2) 想定した目標や成果が達成できなかった場合は、その原因と改善策を検討し、目標や成果達成できた場合でもさらに効果を高めるための手法等を以下の点から検討していきます。

市民の特性がより良く発揮されているか

市民組織の創意工夫がより良く発揮されているか

行財政的な効果が期待されているか

3 協働のまちづくり評価・検証委員会の設置

協働のまちづくりを評価・検証するため、第三者機関を平成 23 年度以降に設置します。

第三者機関の機能、権限及び委員の人選等は、市協働推進会議で定めます。

評価・検証結果は、市協働推進会議に報告するとともに、市民に公表します。

評価・検証ガイドラインは、市協働推進会議で策定方法を定めます。

4 自主評価の実施

協働の主体は、評価・検証ガイドラインに基づいて、自らが取り組んだ協働事業の自主評価の実施に努めることとします。

また、協働事業の実施にあたっては、参加者を対象としたアンケート調査や意見募集を行い、自主的に事業の評価に努めることとします。

5 計画の見直し

市協働推進会議は、協働のまちづくり評価・検証委員会において、協働のまちづくりの取り組みを評価・検証した結果、この計画を見直す必要があるとの意見の提出を受けた時は、計画の見直しの方法等の具体について推進会議で協議決定し、見直しを進めます。